

2010年公認会計士第 回短答式試験 監査論 解説

問題1 正解 3 難易度 易しい

誤っているものを一つ選ぶ問題である。今年はこの形式の問題が6題あった。他は誤っているものあるいは正しいものを2つ選ぶものである。この場合には消去法が使えるため、正解に至る方法も若干の違いが出てこよう。

さて、いずれにしても、この解説では以下で各選択肢の正誤を検討していこう。**問題1**は主に公認会計士協会の倫理規則に関する出題である。

- ア．正しい：倫理規則第14条第1項。
- イ．正しい：倫理規則第13条第1項。
- ウ．誤り：会計事務所所属の会計士には、倫理規則第2章が適用されるから、一般の企業に所属する公認会計士とは異なる適用となる。
- エ．正しい：倫理規則第2条。
- オ．正しい：倫理規則第3条。

以上により、誤ったものはウであり、正解は3となる。

問題2 正解 4 難易度 易しい

主に監査基準委員会報告書第35号「不正への対応」からの出題である。

- ア．正しい：第35号第23項に同様の記述がある。
- イ．正しい：第35号第18項。
- ウ．正しい：第35号第35項。
- エ．誤り：計上すべき金額を計上しないこと又は必要な開示を行わないことを含む（第35号第8項）。
- オ．正しい。

以上により、誤っているものはエであり、正解は4となる。

問題3 正解 4 難易度 標準的

平成 19 年の改正公認会計士法で新たに設けられた特定社員制度に関する出題である。これについては特定社員制度 Q & A が出されている。

- ア．正しい：公認会計士法第 34 条の 10 の 2 第 4 項。これにより 1 の選択肢が外れる。
- イ．正しい：公認会計士法第 34 条の 10 の 8、第 34 条の 10 の 9。これにより 2、3 の選択肢が外れる。
- ウ．誤り：特定社員は公認会計士法第 2 条 1 項業務（つまり保証業務）を代表することはできない（公認会計士法第 34 条の 10 の 3 第 3 項）。ここから 4 が正解であると特定できる。
- エ．誤り：公認会計士法第 34 条の 4 第 3 項、同法施行規則第 19 条により、監査法人の社員の中で公認会計士である社員の占める割合は、100 分の 75 以上とされているから、100 人の監査法人なら 25 人までは特定社員として登録できるものと考えられる。
- オ．正しい：公認会計士法第 34 条の 10 の 2 第 4 項。

以上により、誤ったものはウ、エであり、正解は 4 となる。

問題4 正解 5 難易度 易しい

公認会計士に対する処分に関する出題である。

- ア．誤り：正当な注意を行使したと認められる場合には、処分はされない。この選択肢により、1、2 は外れる。
- イ．誤り：監査法人に対する処分に加え、当該業務に関与した社員に対して合わせて処分が下されることもあり得る。ここから 3、4 が外れ、正解は 5 に確定する。
- ウ．正しい：公認会計士法第 30 条第 1 項、第 29 条第 1 項第 2 号。ここからも 5 が正解に確定する。
- エ．誤り：聴聞は処分を行う場合には、法の規定により行わなければならない（公認会計士法第 32 条第 4 項）。
- オ．正しい：公認会計士法第 34 条の 19 第 4 項。

以上により、正しいものはウ、オ、であり正解は 5 となる。

問題5 正解 5 難易度 標準的

金融商品取引法監査に関する出題である。

- ア．誤り：有価証券届出書に含まれる財務計算に関する書類も監査が必要となる（金融商品取引法第193条の2）。
- イ．誤り：有価証券報告書提出会社の場合、個別財務諸表の監査は強制される。
- ウ．誤り：四半期財務諸表も監査証明が必要である（監査証明府令第3条）。
- エ．誤り：特に監査報告書を省略してよいという規定はない。
- オ．正しい：四半期レビューにも監査概要書の提出が義務付けられる（監査証明府令第5条第1項）。

以上により、正しいものはオであり正解は5となる。

問題6 正解 3 難易度 易しい

- ア．誤り：監査役監査には、日本監査役協会が設定した監査役監査基準が適用される。
- イ．誤り：心身の故障の場合なども含む（会社法第340条第1項）。
- ウ．正しい：会社法第396条第3項。
- エ．誤り：会計監査人を選任するのはあくまでも株主総会である。取締役が、監査役の同意を経て行うのは、監査人選任に関する議案を提出するだけである（会社法第344条第1項第1号）。
- オ．誤り：大会社でなければ良い（公認会計士法第24条の2）。

以上により、正しいものはウであり、正解は3である。

問題7 正解 2 難易度 やや難しい

- ア．正しい：会社法第 397 条。これにより正解は 1 か 2 に絞られる。
- イ．誤り：不適正意見の場合にはその旨を公告しなければならない（会社計算規則第 176 条第 1 項第 4 号）。
- ウ．誤り：任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結まで（会社法第 338 条）。これで 3、5 は正解から外れる。
- エ．正しい：会社計算規則第 159 条第 1 項第 3 号。
- オ．誤り：会計監査人の無限定適正意見があっても、監査役がこれを認めないような場合には、原則通り株主総会の承認事項となる（会社法第 436 条、438 条）。

以上により、正しいものはア、エであり、正解は 2 となる。

問題8 正解 1 難易度 易しい

監査証明の保証水準に関する問題である。財務諸表監査については、

年度監査 > 中間監査 > 四半期レビュー

となる。内部統制監査は財務諸表監査と同じ保証水準と考えて良い。したがって、

年度財務諸表監査 = 内部統制監査 > 中間監査 > 四半期レビュー

これに該当するのはアしかない。

問題9 正解 3 難易度 易しい

監査人の独立性に関する基本的な問題である。

- ア．誤り：監査人の公正不偏の捉え方は、クライアントからさえ独立であることを要求しているから、弁護士や税理士等とは異なる。ここから 1 と 2 が外れる。
- イ．正しい：特に誤っているところはない。
- ウ．誤り：会計事務所が特定のクライアントからの報酬に依存する割合が大きい場合、独立性に対する脅威が生ずる。業務執行社員の収入が、その保証業務からの報酬に連動していれば、ますます独立性が危うくなる（日本公認会計士協会「独立性に関する概念的枠組み適用指針」107、108 項）。
- エ．正しい：この段階で、正解は 3 に確定する。
- オ．誤り：独立性を害さない限り報酬額は各事務所が独自で設定して構わない。

以上により、正しいものはイとエであり、正解は 3 となる。

問題 10 正解 5 難易度 標準的

正当な注意に関する基本的な問題である。

ア．正しい。

イ．正しい。

ウ．正しい：以上の結果は、明らかだから 1～4 は正解から外れる。

エ．誤り：その時々平均的監査人が持つことが期待される注意であるから、経済社会の変化に伴って変化し得る。

オ．誤り：公正不偏の態度は独立性の構成要素であって、正当な注意の構成要素ではない。

以上により、誤っているものはエとオであり、正解は 5 となる。

問題 11 正解 1 難易度 易しい

会計上の見積もりに関する出題である。

ア．誤り：見積の修正ではなく、見積の「方法」の修正を求める（監査基準委員会報告書第 13 号「会計上の見積りの監査」第 14 項(3)）。この段階で、正解は 1 か 2 に絞られる。

イ．正しい。

ウ．誤り：経営者確認書の入手をもって代えることはできない（監査基準委員会報告書第 3 号「経営者による確認書」第 3 項）。この段階で 1 に確定する。

エ．正しい：第 13 号付録参照。

オ．正しい：第 13 号第 16 項。

以上により、誤ったものはアとウであり、正解は 1 となる。

問題 12 正解 5 難易度 易しい

主に監査基準委員会報告書第 35 号「財務諸表の監査における不正への対応」に関する出題であるが、必ずしも基準本文に頼らずとも判断できるものが多い基本的な問題である。

- ア．誤り：違法性に関する判断は会計士の職務の範囲を超えることも多い。
- イ．誤り：監査人はすべての不正を発見する責任を負うものではない。
- ウ．誤り：監査報告書提出後に発見されたからといって、監査が適切に行われなかったことを示すとは限らない。
- エ．正しい
- オ．正しい：第 35 号第 60 項など。

以上により、正しいものはエとオであり、正解は 5 となる。

問題 13 正解 2 難易度 標準的

監査基準委員会報告書第 1 号「分析の手続」第 6 項にかかる出題である。選択肢を慎重に読んでいき、消去法を合理的に使っていけば、該当箇所を暗記していなくても対処できたものと考えられる。

- (a)「比率」という言葉が出てくるところから、比率分析と安易に判断してはいけない。財務諸表項目データと監査人の算出したものとを比較して、その差が合理的な範囲に収まっているかを見る「合理性テスト」である。ただし、まずは保留して次を見る。
- (b)財務データ相互間、あるいは財務データ以外のデータと財務データとの関係（比率）をとって分析するものでこれが「比率分析」である可能性が高そうである。次を見る。
- (c)文章の内容から、財務情報の「変動」をみる「趨勢分析」である可能性が高そうである。したがってエの選択肢は外れる。(c)の組み合わせをしているのは他にイしかない。この段階で、正解はイと確定する。
- (d)統計的なモデルを利用、とあるところから「回帰分析」についての説明であろうと思えるが、知らなくても正解は既に決している。

以上により、正解は 2 となる。

問題 14 正解 4 難易度 易しい

リスク対応手続に関する出題である。

ア．誤り：省略できない。

イ．正しい。

ウ．誤り：有効であると評価することはできない（監査基準委員会報告書第 29 号「企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスクの評価」第 109 項）。

エ．正しい：監査基準委員会報告書第 30 号「評価したリスクに対応する監査手続」第 51 号。

オ．誤り。

以上により、正しいものはイとエであり正解は 4 となる。

問題 15 正解 1 難易度 易しい

継続企業の前提について、主に監査基準委員会報告書第 22 号「継続企業の前提に関する監査人の検討」に関する出題である。この部分は監査基準が改訂された部分である。

ア．正しい：第 22 号第 4 項。ここから正解は 1 か 2 に絞られる。

イ．誤り：粉飾があれば当期純利益の金額は信頼できない。

ウ．正しい：監査基準六 4。ここで正解は 1 と確定する。

エ．誤り：1 年間とする。

オ．誤り：監査人が独自に評価する必要はない。

以上により、正解は 1 となる。

問題 16 正解 4 難易度 やや難しい

後発事象について、主に監査・保証実務委員会報告第 76 号「後発事象に関する監査上の取扱い」に関する若干応用的な出題である。

ア．正しい。

イ．誤り：監査意見にかかる除外事項として記載する。

ウ．正しい：一見すると修正後発事象については、注記されることはないから追記情報になることもありえないように思えるかもしれない。しかしエにあるように会社法の監査報告書日後に発生した修正後発事象は、金融商品取引法上、開示後発事象として扱われる。この場合には、修正後発事象について注記が行われ、それについて追記情報が記載されることもあり得る。

エ．正しい。

オ．誤り：金融商品取引法上の監査報告書日後、有価証券報告書の提出時まで発生した後発事象について、経営者がこれを反映した新たな財務諸表を作成した場合、これ自体、後発事象に追加され、監査手続を追加しなければならない。

以上により、誤ったものはイとオであり、正解は 4 となる。

問題 17 正解 3 難易度 標準的

ア．誤り：審査を受ける必要はある。ここから 1 と 2 は外れる。

イ．正しい：ここから 3 か 4 に絞られる。

ウ．正しい：これで正解が 3 に確定する。

エ．誤り：必ずしも追記情報になるとは限らない。

オ．誤り：会計方針が継続していても、会計方針が実態と乖離していることもあり得る。その場合には、むしろ変更しないならば除外事項としなければならない。

以上により、正しいものはイとウであり、正解は 3 となる。

問題 18 正解 4 難易度 標準的

内部統制監査に関する出題である。内部統制評価基準・監査基準を熟読していれば比較的容易に解答にたどり着けよう。内部統制監査に関する問題は、本問 1 問のみとなっており、若干、予想に反した。

- ア．誤り：他の監査人に責任の一部を分担させているかのような誤解を生ずる危険があることは内部監査であっても変わらないから、記載しない。これで 1 と 2 は外れる。
- イ．誤り：経営者が作成した内部統制評価報告書が適正であれば、監査人は是正を求めるが、内部統制評価報告書自体は当面は問題はない。期末後に是正されたような場合には、付記事項となる場合があり得る。
- ウ．正しい：この段階で 3 は除外され、4 という正解が確定する。
- エ．正しい。
- オ．誤り：監査意見にかかる除外事項となる（4 監査人の報告(4)）。

以上により、正しいものはウとエであり、正解は 4 となる。

問題 19 正解 3 難易度 易しい

四半期レビューに関する問題も、本問 1 問だけであった。

- ア．誤り：四半期レビューの重要性は財務諸表監査よりも低く設定される。
- イ．誤り：各四半期において経営者確認書を入手する。
- ウ．正しい。
- エ．誤り：四半期レビューは消極的・限定的合理性である。
- オ．誤り：四半期レビューでも重要な子会社に対しては往査する。

以上により、財務諸表監査、四半期レビューともに正しいのはウであり、正解は 3 となる。

問題 20 正解 2 難易度 易しい

監査の品質管理についての基本的な出題である。

ア．誤り：査閲を省略できるはずもない（品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」第 53 項）。これで正解は 1 か 2 となる。

イ．正しい：監査基準委員会報告書第 33 号「監査人の交代」第 22 項。

ウ．誤り：審査が完了する前に監査報告書を提出してはならない（品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」第 64 項）。これで正解は 2 と確定する。

エ．正しい：品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」第 70 項

オ．正しい：品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」第 75 項。

以上により、誤っているものはアとウであり、正解は 4 となる。